

(別紙1)

## 特定事業所集中減算の取り扱いについて

平成18年 7月  
平成18年11月 一部改正  
平成19年10月 一部改正  
平成23年 8月 一部改正  
平成27年 8月 一部改正  
(平成28年 7月 文言修正)

### 1 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。ただし、平成18年度については、前期の期間を4月1日から8月末日とする。
- ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

なお、以下に該当する事業所については、判定期間を満了しないことから当該期間については減算の判定対象事業所から除外する。

- ① 判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所
- ② 判定期間中に休止・廃止をした居宅介護支援事業所

### 2 判定方法

居宅介護支援事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、居宅サービスに位置づけられた各サービスについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、いずれかにおいて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、次の計算式により計算し、居宅サービスに位置づけたいずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算。

$$\text{例} \quad \frac{\text{訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数}}$$

### 3 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業所は「特定事業所集中減算判定様式」により算定し、正当な理由がなく算定の結果80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用することとし、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に当該書類

を添付して知事（保健福祉事務所）に提出すること。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は各事業所において2年間保存すること。

#### 4 正当な理由の範囲

3で判定した割合が80%を超えた場合に、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、「特定事業所集中減算判定様式」に当該理由を具体的に記載し、判定期間が前期の場合については9月20日までに、判定期間が後期の場合については3月20日までに知事に提出すること。なお、知事が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めるが、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、県が個別に判断することとする。

また、その他の第三者に対し説明可能な特殊事情がある場合についても個別に判断することとする。

- ① 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。
- ② 特別地域加算を算定している居宅介護支援事業所である場合。
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより特定の事業所に集中した場合。

例 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書（以下、「理由書」という。）の提出を受けて、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画及び理由書を提出し、支援内容及び事業所選定の妥当性について意見・助言を受けてその選定が適切と判断されたものがある場合、当該計画件数を除外して計算する。

- ⑥ 市町村に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービスごとでみた場合に1法人で、かつ、その法人が紹介率最高法人である場合に、その市町村に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。なお、平成16年11月1日以降に合併した市町村については、当分の間、合併前の旧市町村単位で上記条件を満たせば良いこととする。
- ⑦ 通所・入所サービスについて、居宅から路程で3キロメートル以内に紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。

※通所・入所サービスとは、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用型）、地域密着型通所

介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、看護小規模多機能居宅介護（短期利用型）をさす。

- ⑧ 割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。
- ⑨ 訪問介護における移送サービス（通院介助、通院等乗降介助等）を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位1品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。
- ⑩ 年中無休365日営業している通所サービス事業所である。  
※通所サービスとは、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護をさす。
- ⑪ 判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由の②④⑥⑦に該当することとなるとき。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を理由に明記すること。
- ⑫ 東日本大震災（長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。）の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、80%以下となる場合。
- ⑬ 利用者の居住する地域において、各サービス毎にサービスを提供している事業所が1事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。